東京都家内労働者自主的福祉活動事業助成金交付要綱

制定　平成元年７月14日　元労経労福第 203号　局長決定
改正　平成９年４月１日　８労経労福第 896号　局長決定
改正　平成13年４月１日　12労経労計第1019号　局長決定
改正　平成14年４月11日　14産労労就第　49号　局長決定
改正　平成16年３月31日　15産労労就第 904号　局長決定
改正　平成24年４月１日　24産労雇労第　17号　局長決定
改正　平成26年４月１日　26産労雇労第 102号　局長決定
改正　令和元年９月30日　31産労雇労第 1064号　局長決定

（目的）

第１条　専業的家内労働者等で構成する団体（以下「助成団体」という。）が自主的に福祉活動事業を行う場合、その経費に対し助成金（以下「助成金」という。）を交付することにより、家内労働者の健康の保持増進と、福祉の向上を図る。

（定義）

第２条　この要綱において「専業的家内労働者等」とは、家内労働法（昭和45年法律第60号）第２条第２項に定める家内労働者のうち、その世帯の本業として家内労働に従事する者及び同法第２条第４項に定める補助者をいう。なお、補助者とは、概ね１日４時間以上かつ年間 200日以上、家内労働に従事する者とする。ただし、義務教育中の児童及び生徒はこれに含まないものとする。

（助成団体の範囲）

第３条　助成団体は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

⑴　専業的家内労働者等が10名以上で構成し、自らの規約等に基づき、本来の目的を持って、継続的に活動する団体

⑵　中小企業等協同組合法（昭和24年法律第 181号）に基づく事業協同組合等であって専業的家内労働者等で構成する団体（部会等）

⑶　家内労働問題改善促進会議を構成する団体

２　前項の規定にかかわらず、暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）及び法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるものは、助成金の交付の対象としない。

（助成対象事業）

第４条　この助成金は、助成団体が専業的家内労働者等の福利厚生を目的として、10名以上の規模で自主的に行う文化・学習活動、健康増進活動等に関する事業（以下「助成事業」という。）に要

する経費の一部を助成するために交付する。

（助成対象の範囲・金額及び助成限度額）

第５条　経費の助成対象は、専業的家内労働者等に係る経費のうち、予算額を上限として、次の各号に該当するものとする。

⑴　講師等謝礼金

⑵　印刷製本費・消耗品費

⑶　通信費

⑷　借上料・見学料

⑸　その他産業労働局長が必要と認めたもの

２　助成金額は、助成事業に要する対象経費の２分の１相当額とし、１団体につき当該年度内１事業とする。

３　助成限度額は、実施規模（参加実人数）のランクに応じ、別表１のとおりとする。

（助成金の交付方法）

第６条　助成金は原則として確定払とする。

（助成の申請）

第７条　助成団体は事業を実施する前30日までに（ただし、年度当初に事業を実施する場合で、前30日までの提出が難しい場合を除く。）事業計画書（第２号様式）を知事に提出し、助成金の交付を受けようとするときは、助成金交付申請書（第１号様式）に実績報告書（第７号様式）及び参加者名簿（第６号様式）を添付して、知事に提出するものとする。

（交付の決定・通知及び条件）

第８条　前条に基づく申請を受理した後、知事はその内容を審査し、助成の目的に適合したと認めたときは、速やかに交付の決定をしなければならない。

２　知事は前項の決定をしたときは、助成金交付決定通知書（第３号様式）により助成団体に通知する。

３　知事は、第１項の規定による決定に当たっては、必要な条件を付けることができる。

（助成金の交付）

第９条　前条第１項の規定により助成の決定を受けた助成団体は、その通知を受けた日から30日以内に請求書（第４号様式）を知事に提出し、助成金の交付を受けるものとする。

（助成事業の実施時期）

第10条　この助成事業は、交付年度の４月１日から翌年３月31日までに完了するものとする。

（助成事業の変更等の報告）

第11条　助成団体は、次の各号に該当するときはあらかじめ知事にその承認を受けなければならな

い。
⑴　助成事業の内容を著しく変更しようとするとき。
⑵　助成事業を延期・中止し又は廃止しようとするとき。
２　助成事業の内容を著しく変更しようとするときは、事業変更届（第８号様式）を提出するものとする。

（事業終了届）
第12条　助成団体は、事業終了の都度、14日以内に事業終了届（第５号様式）及び参加者名簿（第６号様式）を知事に提出しなければならない。

（実績報告書）
第13条　助成団体は、この助成金に係る当該事業が完了したとき又は完了しないで第10条に定める実施時期が終了したときは、実績報告書（第７号様式）を14日以内に知事に提出しなければならない。

（決定の取消し）
第14条　知事は、助成団体が次の各号の一に該当したときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消す。
⑴　偽り、その他の不正手段により助成金の交付を受けたとき。
⑵　助成金を他の用途に使用したとき。
⑶　助成金交付決定の内容又はこれに付した条件等に違反したとき。
⑷　交付決定を受けた者（法人その他の団体にあっては、代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。）が、暴力団又は暴力団員等に該当するに至ったとき。
２　前項の規定は、第14条に規定する助成金の確定後においても適用する。

（助成金の返還）
第15条　知事は、助成金の交付決定を取り消した場合において、助成事業の当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

（通則）
第16条　助成金の交付に関しては、この要綱による他、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）の定めるところによる。

（実施細目）
第17条　この要綱の実施に関し必要な細目は、別に定める。

附　則
（実施期日）
１　この要綱は、決定の日から施行し平成元年７月１日から適用する。

附　則

この要綱は、平成９年４月１日から実施する。

附　則

この要綱は、平成13年４月１日から実施する。

附　則

この要綱は、平成14年４月１日から実施する。

附　則

この要綱は、平成16年４月１日から実施する。

附　則

この要綱は、平成24年４月１日から実施する。

附　則

この要綱は、平成26年４月１日から実施する。

附　則

この要綱は、令和元年10月１日から施行する。

別表１（要綱第５条第３項関係）

ランク	規　　模	助 成 限 度 額
A	１０～　４９人	４８，０００円
B	５０～　９９人	７４，０００円
C	１００～１９９人	１１７，０００円
D	２００～３９９人	２１０，０００円
E	４００人以上	４０４，０００円